【規程番号　神女大短Ⅳ－015】

神戸女子大学・神戸女子短期大学奨学寄付金取扱規程

（趣旨）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園（以下「本学園」という。）神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という。）における奨学寄付金の取扱いについて必要な事項を定める。

（定義）

第２条　奨学寄付金とは、本学が学外の諸機関等から教育研究の奨励を目的として受け入れる寄付金をいう。

（受入基準）

第３条　奨学寄付金は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育研究に支障がないと学長が認めた場合において、受け入れるものとする。

２　本学園は、次の各号のいずれかに該当する奨学寄付金は、これを受け入れない。

(1)　奨学寄付金により取得した財産を無償で奨学寄付金を寄付しようとする者（以下「寄付者」という。）に譲与することが条件となっているもの。

(2) 奨学寄付金の使途について、寄付者が会計監査等を行うことが条件となっているもの。

(3) 奨学寄付金による教育研究の成果を寄付者に報告することが条件となっているもの。

(4) 奨学寄付金による教育研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄付者に無償で譲渡し、又は使用させることが条件となっているもの。

(5) 寄付申込み後、寄付者の意思により奨学寄付金の全部又は一部を取り消すことができることが条件となっているもの。

(6) 奨学寄付金を受け入れることにより新たに財政負担を伴うこととなるもの。

(7) その他理事長が本学の教育研究に支障があると認めるもの。

（申込み）

第４条　寄付者は、「奨学寄付申込書（様式1）」を学長に提出するものとする。

２　寄付者の意向により、本学の専任教員（助手を除く）（以下「教育研究担当者」という。）の教育研究に資するための奨学寄付金である場合は、当該教育研究担当者を指定することができるものとする。

（承認）

第５条　学長は、前条に定める申込みがあった場合、常任理事会の議を経て、当該奨学寄付金の受け入れを承認するか否かを決定する。

２　学長は、前項により奨学寄付金の受け入れを承認した場合、寄付者に対し「奨学寄付受入通知書（様式２）」を送付する。

（直接経費・間接経費）

第６条　奨学寄付金は、寄付者の趣旨に沿って、教育研究に使用する直接的な経費(以下「直接経費」という。）及びそれに関連して直接経費以外に必要となる経費(以下「間接経費」という。）とする。

２　直接経費は、奨学寄付金から間接経費を控除した額とする。

３　間接経費は、奨学寄付金の５％とする。

４　直接経費は、受け入れた年度の次年度末まで使用することができるものとする。ただし学長の了解を得たものについては、その後２年間に限り延長することができるものとする。

５　受け入れた奨学寄付金は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

（適用除外）

第７条　奨学寄付金のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、この規程の一部を適用除外とすることができる。

(1) 地方公共団体からの寄付金

(2) 公益法人又は民間団体等による研究助成金等で寄付金として処理することが定められているもの

(3) 受配者指定寄付金

(4) その他特別な事情があると理事長が認めた奨学寄付金

（事務）

第８条　この規程に関する事務は、総務課（大学庶務担当）において行う。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、学長の意見を聴き、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成29年5月11日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附　則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。（事務組織名称の変更）